処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名: 風俗営業等適正化法

根 拠 条 項 : 第8条

処 分 の 概 要 : 風俗営業の許可の取消し

原権者(委任先):静岡県公安委員会

法 令 の 定 め :

風俗営業等適正化法第3条(許可)、第4条(許可の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)及び第7条の3(承認)

処 分 基 準:

風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。

・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やか にその者の解任手続を進めているようなとき。

問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係

備 考: